

始良市複合新庁舎建設検討委員会

用語集

あ行

アウトソーシング

業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の民間企業等に委託すること。

一部分庁方式

庁舎を分庁として各行政部門を振り分け、業務を分散する。教育委員会部局は、加治木総合支所、農業委員会部局は、蒲生総合支所に置く。

一般会計

市税を主な財源として、学校、住宅、道路、河川等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、産業、教育、文化の振興等、市が行う事務事業の大部分を経理する中心的な会計のこと。

イニシャルコスト

建物を建設したり、設備を設置したりするときなどに、稼動するまでの間に必要な諸費用の総計。初期費用ともいう。建物竣工後の維持管理費用や設備設置後の運転・修理費用などは含まれない。

公の施設

地方自治法第244条第1項において、地方公共団体において設置した「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、一般的に次のような施設が挙げられる。

- ① 社会福祉施設…高齢者福祉センター、児童センター、養護老人ホーム等
- ② 教育文化施設…青少年の家、図書館、博物館等
- ③ 体育施設…体育館、野球場、陸上競技場、プール等
- ④ その他…公園、市営住宅、病院等

か行

加治木庁舎

旧加治木町役場本庁舎。昭和55年度に移転した旧加治木中学校の校舎を改修して昭和57年3月から役場庁舎として使用。主な建物は、北庁舎と南庁舎で、体育館も同じ敷地内にある。南庁舎に教育委員会部局を置く。平成22年度に耐震診断を実施しており、耐震性に問題があるという結果がでている。

合併算定替え

合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法の通称。

合併推進債

合併市町村のまちづくりのための事業に対して財政措置を行うもの。合併後のまちづくりのための事業で一定の条件を満たすものについては、合併推進債（充当率 90%）を充てることができ、その元利償還金の 40%が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入される。活用期限は、合併から 10 年となっていたが、5 年の延長があり平成 36 年度まで活用ができる。

稼働率

1 日あたりに使用された時間の割合。

蒲生庁舎

旧蒲生町役場本庁舎。本館は、昭和 29 年度に、別館は昭和 60 年度に建設される。農林水産部、農業員会事務局を置く。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法（平 5 法 91）では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。市庁舎の建設に要する経費の財源に充てるため、始良市庁舎建設基金を設置している。平成 28 年度末の基金残高は、6 億 4345 万円である。

起債事業

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいい、地方債を起こすことを起債という。地方債を財源とすることができる事業は、原則として、5 条債と呼ばれる事業になるが、庁舎整備については、該当しない。

（5 条債：地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条による地方債のこと。）

基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 11 条の規定により算定した額

基本構想

抽象度の高い大まかな枠組みや基本方針といった意味での政策に関する計画の策定。具体的には、新庁舎建設の経緯、新庁舎の大まかな規模・機能・施設内容をまとめる。この基本構想が設計・工事を進めるうえでの根幹となる。

基本計画

基本構想に掲げられた政策を細分化した施策に関する計画の策定と施策目標とそれを達成させるためのプロジェクト群の提示。基本構想に従い、具体的な建設計画、運営計画を策定する。

義務的経費

性質別経費のうち義務的で非弾力的性格の強い経費で、一般には人件費、扶助費及び公債費のことをいう。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ず、扶助費は生活扶助をはじめ、法令の規定によって支出が義務付けられており、また公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費で、義務的経費の増加傾向は、財政構造の硬直化を招くおそれがあるので、その内容、動向に注意する必要がある。

旧耐震基準

昭和56年5月31日まで適用されていた建築基準法における建物の耐震性能の基準のこと。昭和56年6月から耐震基準は大きく変更され、現行の基準（新耐震基準）となった。

行政機能

政府活動が社会に生み出す効果を意味する。その範囲は経済、社会福祉、教育など社会生活のほとんどすべての側面に及んでいる。

行政ニーズ

市民や社会が自治体に政策課題として取り上げてほしいと期待する要望を「行政需要」と呼び、それらのうちで自治体に取り上げて対応すると決定したものを「行政ニーズ」と呼ぶ。

行政改革大綱

行政改革の取組みを強化するとともに、次世代を見据えた抜本的な行財政システムの再構築に向けた取組みを迅速に行い、地方分権時代に自立し、持続的な発展が望める自治体運営基盤の確立を目指し、不断の行財政改革に取り組むための総合的な指針として策定される。第2次大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間。

業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

権限移譲

国・県が法令等の規定に基づいてその職権を行いうる範囲やその能力を地方公共団体に移すこと。

公共施設再配置基本計画

公共施設等総合管理計画の根幹をなし、建築物に特化した計画。計画期間を平成28年度から平成67年度までの40年間とし、期間中に公共施設の保有量（延床面積）を約32%削減することを目標としている。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。平成26年1月24日付けですべての自治体に対して総務省から公共施設等総合管理計画の策定要請がなされており、平成28年度に策定した。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合計額のこと。

交付税措置

自治体が行う（国の基準に合致する）公共事業に関して起債した場合、その元利償還分を交付税交付金申請時に「基準財政需要額」の算定基礎に参入を認めるというもの。

子育て支援施設

平成27年度に作成した「公共施設マネジメント白書」の中の、13分類の施設用途のうちの一つ。主な施設は、保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ等になる。

国庫支出金

国が地方公共団体に交付する使い道が決められている支出金の総称のこと。

さ行

災害対策本部

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、市長が、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。設置場所は、本庁舎であるが、本庁舎被災の場合は、2号館に設置することになる。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できると認められるもののこと。（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等）

自主財源

地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等のこと。

施設の縮充

施設が統廃合されることで面積が縮小しても、機能は充実させるという造語。始良市公共施設再配置検討委員会の委員長であり、東洋大学客員教授の南教授のことば。

執務スペース

職員が業務する場所。

市民文化施設

平成27年度に作成した「公共施設マネジメント白書」の中の、13分類の施設

用途のうちの一つ。主な施設は、公民館、集会所、文化施設等になる。

従来型の事業手法

設計者、施工者をそれぞれ選定・発注する方式。公共事業では最も一般的な方式。設計者が作成した設計図書を仕様として、施工者へ発注する。

重要度係数

建物の耐震設計において設定する係数のことで、建物に要求される機能及びそれが位置する地域的条件に応じて、大地震動により建築物に生ずる変形を抑制すると共に、強度を向上させるための係数。

省エネルギー性能

省エネルギーは、エネルギー安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもつ。

商業地域

用途地域のひとつ。銀行・映画館・飲食店・百貨店などが集まる地域で、住宅や小規模の工場も建てられる地域。

消防本部庁舎

消防本部庁舎は、平成 27 年 3 月に完成した。この庁舎は地域に開放された親しみのある防災拠点施設として 4 つの基本構想（コンセプト）によって設計されている。3 階は災害時の避難所施設として利用できるようになり、また、屋上には風力発電も設置され、緊急時の予備電力としての機能も備えている。

人口重心

人口の 1 人 1 人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点。国勢調査では、全数調査の利点をいかし、市区町村よりも小さい単位である町丁・字等や基本単位区（全国で約 200 万）別の集計を行っており、細かな地域分析を行うことにより、公共施設の適切な配置などの行政施策や、民間事業者による合理的な出店計画などに活用されている。

始良市の人口中心は、東経 130 37 34.88 北緯 31 44 10.22

始良市西餅田の荒武整形外科付近

人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する市民の意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。総合戦略の策定に向けた基礎資料となる。

新耐震基準

「旧耐震基準」を参照

水道事業部庁舎

水道事業部が置かれている庁舎。昭和 58 年度に建設。

スポーツ・レクリエーション施設

平成27年度に作成した「公共施設マネジメント白書」の中の、13分類の施設用途のうちの一つ。主な施設は、始良総合運動公園等のスポーツ施設、伝承館などのレクリエーション・観光施設、温泉の保養施設になる。

制震構造

地震などによる振動を建物内部に設置した制震部材（おもりやダンパーなど）により、地震揺れを吸収する建物構造

セキュリティ

安全、保安、防衛、防護、治安、安心、保障、などの意味を持つ英単語。保護する対象により、「ネットワークセキュリティ」「コンピュータセキュリティ」「情報セキュリティ」など様々な派生語がある。

総合計画

始良市の「まち」のパーソナリティ（人格）の在り方とまちづくりの目指すべき将来像を示し、「まち」の個性を明確にするとともに、当該計画の終期までの7年間に総合的に取り組むべき施策の柱を定めることにより、行政と民間が相互に補完し合いながら市政が発展するための指針となるもの。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成され、計画の期間は、「基本構想」が平成 24 年度を初年度し、7年後の平成 30 年度を目標年度としている。「基本計画」は、前期 3 年間と後期 4 年間に分け、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で前期基本計画とし、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間で後期基本計画としている。「実施計画」は、年次別の 3 か年計画を策定し、毎年度見直しを行う。

総合支所方式

市区町村に設置される出先機関のうち、本来の市区町村役場とほぼ同等の権能を有することで、ほとんどの事務処理がその内部で完結しうる権能を有するものをいう。地方自治法（昭和22年法律第67号）上の規定はない。

総合戦略

国の方針で、地方も 50 年後の長期的な「人口ビジョン(人口の将来展望)」と、それに伴う課題を克服する「総合戦略」を立てることが定められ、本市でも約 1 年を掛けて策定されたもの。

組織機構再編計画

地方分権改革の推進により、その事務や事業を自らの責任において選択することが求められており、行政運営を行うためには、市民のニーズを的確に把握し、弾力的かつ、機動力に富んだ組織を編成する目的で策定される。第 2 次計画の計画期間は、行政改革大綱の計画期間との整合性を図るため、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間。

た行

耐震基準

建築基準法に規定される建築物の耐震性能についての基準のことで、昭和 56 年 6 月に強化された。これは、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震を受けて建築基準法が改正されたことによる。平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災でも、倒壊した建物のほとんどが昭和 56 年 5 月以前の建物という結果になり耐震改修促進法が施行された。

耐震構造

地震などによる振動を建物の柱や梁などの部材を補強(太くする、大きくする、高強度の材料で構成する)にすることで、揺れに対抗する建物構造。

代替庁舎

特定の庁舎が、大破するなど使用不能の状態に陥り、通常業務の遂行ができない状態の場合に、代わりに業務を遂行する庁舎。

耐用年数

建物の耐用年数には、法定耐用年数、物理的耐用年数等がある。法定耐用年数は、税務上、減価償却率を求める場合の基になるもので、鉄筋コンクリート造は 47 年である。物理的耐用年数は、材料、部品、設備が劣化して建物の性能が低下することによって決定される年数。公共施設再配置基本計画においては、70 年で設定している。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

1 番目に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地している。2 番目に公共交通により医療・福祉施設や商業施設に容易にアクセスできる。3 番目に日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する。これらの3つのポイントが整った状態をいう。

地域公共交通網形成計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年5月25日法律第59号）、及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」に基づき、市民へ提供する公共交通サービスを維持・向上させ、高齢者の生きがいつくりや校区コミュニティの活性化など、始良市としての魅力を高めていくための取組みを推進し、さらに、あらゆる世代のライフスタイルや移動ニーズの変化を考慮した公共交通ネットワークの再編に資するように策定された。

地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条も規定に基づき、始良市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定された。

地方交付税

国税の一定割合を総額として、合理的基準に基づいて、国が自治体に交付する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」のこと。自治体間の財政力の不均衡を調整して、すべての団体が一定の水準で行政サービスを提供できるように各自治体間の財源を保障するためのもの。始良市は、平成27年度、80億9279万7千円の交付を受けている。

地方分権改革

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。

定員適正化計画

厳しさを増す市財政の現状に鑑み、簡素で効率的な行財政運営を図りつつ、定員の適正な管理を行うことを目的に策定される。第2次計画の計画期間は、行政改革大綱の計画期間との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間。

鉄筋コンクリート構造物の劣化

鉄筋コンクリートに生ずる劣化には、コンクリート自身の劣化と鉄筋の腐食に大別される。コンクリートの劣化には、科学的要因と物理的要因があり、共にひび割れの原因となる。また、鉄筋の腐食は、コンクリートにひび割れを生じさせるほか、剥離を引き起こす。

特別会計

特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置している会計のこと。

都市計画マスタープラン

市議会の議決を経て定められた市の総合的・計画的な行政運営方針である「基本構想」に即した、まちづくり分野（都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等）の基本的な方針

な行

ネットワーク

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

は行

パブリックコメント

重要な計画や条例等を制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見に基づき原案を修正する制度で、一般的に、行政がホームページ等で原案を公表し、1か月程度の意見募集期間を設定して意見を募集する。提出された意見の内容により原案を修正するとともに、コメントを添えて公表する。

バリアフリー

高齢者や障がい者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくために、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。

PF I

Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）公共事業を実施するための手法の1つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

PPP

Public-Private-Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）官民が協同して（官民の連携）、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供を実現する。PF Iは、PPPの代表的な手法の一つ。

複合新庁舎

1つの施設の中に行政機能以外にも多様な機能を併せ持つ、新たな庁舎のあり方。市では、本庁舎及び加治木、蒲生の両総合支所を複合新庁舎として整備することを検討している。

附帯設備

建築物に付属する給排水、衛生、換気、冷暖房、電気配線、照明等の建築設備のこと。

普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校公営住宅の建設等、行政水準の向上に最も効果的な経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費と合わせて投資的経費と呼ばれている。

普通交付税

地方交付税の主体をなすもの。普通交付税は、地方公共団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額、すなわち財源不足額に応じて交付される。

扶助費

生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）等の法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用や地方公共団体が独自で行っている各種扶助に要する経費のことで、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助金

国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。

本庁舎

本庁の庁舎。始良市役所の位置を定める条例（平成 22 年始良市条例第 1 号）により、始良市宮島町 25 番地と定められている。

本庁方式

組織機構を 1 か所に集約する方式。支所においては、市民に直接関わりのある窓口業務を行う。

ま行

免震構造

免震は地震力をなるべく受けない（免れる）ことを指し、基礎部分に地震の振動を軽減する装置をつけることで、建物に震動がなるべく伝わらないようにした構造。

や行

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

用途地域

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積等により規制する制度で、12 種類ある。

ら行

ライフサイクルコスト

維持管理費、改修費、調達、製造、使用、廃棄の流れをトータルで考えた費用。構造物などの企画、設計、竣工、運用、修繕、解体に至るまでの建物の生涯にかかる費用。建物のライフサイクルコストに占める建設費の割合はおよそ30%といわれている。

ライフライン

命綱、生命線、生活線のこと。ガス、水道、電気等の生活に必要なシステムのこと。

ランニングコスト

建物や設備、機器などを維持管理するための費用のこと。イニシャルコストに対して、建築後にかかる維持管理や修繕費用などの総費用をランニングコストという。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、コンパクトなまちづくりの観点から居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定め、居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地誘導を進めるために市町村が策定する計画。

利用率

対象期間中で開庁している日のうち利用された日数の割合。

レイアウト

配置。配列。建築で、建物の配置、あるいは内部の部屋などの配置を決めること。

わ行

ワンフロアストップサービス

これまで複数の課の窓口で関連する手続きをする必要があった煩わしさを少しでも解消するために、一つのフロアで複数の課の手続きを行うことができる窓口サービスのこと。